

## 富山市下水道排水設備指定工事店違反処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)に対して、富山市下水道条例(平成17年富山市条例第298号。以下「条例」)、富山市下水道条例施行規程(平成17年富山市上下水道局管理規程第23号。以下「施行規程」)に基づく処分又は指導(以下「処分等」という。)を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (処分等の種類)

第2条 この要綱において指導の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 口頭注意、文書注意。
- (2) 文書警告。

2 この要綱において処分の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行規程第15条に規定する指定工事店の指定の取消し又は指定の効力の停止。

### (処分等の基準)

第3条 富山市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、指定工事店が施行規程第15条の行為等(以下「違反行為等」という。)に該当すると認めるときは、給排水サービス課において指導を行い、その指導に従わない場合又は悪質と判断した場合は、別表の基準に基づき処分等を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次に掲げる場合においては、指定工事店の指定又は登録を取り消すものとする。

- (1) 指定の効力の停止の期間中に、指定工事店が違反行為等に該当すると認めるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者は、処分等を軽減又は加重することができる。

### (聴聞又は弁明の機会の付与)

第4条 管理者は、第2条第2項各号に掲げる処分を行う場合、富山市行政手続条例(平成17年富山市条例第33号)に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

### (富山市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の指定審査委員会)

第5条 管理者は、第2条第2項各号に掲げる処分を行うとき及び第3条第3項に基づき処分等を軽減又は加重するときは、管理者及び富山市上下水道局長等で組織する、富山市指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店の指定審査委員会(以下「委員

会」という。)の審議を経るものとする。

2 なお、委員会の設置に関する必要な事項は別に定める。

(処分等の手続き)

第6条 管理者は、指定工事店に文書による指導を行うときは、当該指定工事店に対し指導の対象となった行為等の内容及び該当する条例の条項並びに改善を求める事項を記載した文書を交付するものとする。

2 管理者は、指定工事店に処分を行うときは、当該指定工事店に対し処分の内容及び根拠となる条例の条項並びに処分を行う理由を記載した文書を交付するものとする。

(処分の公示)

第7条 管理者は、指定工事店に対する処分を行ったときは、施行規程第16条の規定に基づき、これを公示するものとする。

(指定等の取消し後の排水設備工事の施行等の禁止)

第8条 指定を取り消された指定工事店は、すべての排水設備の新設等の工事を施行することができない。ただし、取消しの前から引き続き施行している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

(指定の効力の停止等の期間中の排水設備工事の施行等の禁止)

第9条 指定の効力を停止された指定工事店は、当該停止の期間において、すべての排水設備の新設等の工事を施行することができない。ただし、当該停止の前から引き続き施行している工事に限り、当該工事の完了まで施工を行うことができる。

附則

この要綱は、平成29年11月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表

富山市下水道条例施行規程第15条に基づく指定工事店の違反行為に係る処分基準

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反 【指定の基準に適合しなくなったとき】 (条例第5条) (施行規程第6条)	・営業所ごとに責任技術者を置かないとき。 (施行規程第6条(1))	指定取消し	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。 (文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・排水設備等の工事施行に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。 (施行規程第6条(2))	指定取消し	法で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・県内に営業所を有していないとき。 (施行規程第6条(3))	指定取消し	一律に指定を取消す。
	・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 ・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。 (施行規程第6条(4)ア・エ)	指定取消し	指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するよう指導する。 法人の場合は失格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
	・指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 (施行規程第6条(4)イ)	指定取消し	一律に指定を取消す。

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反 【指定の基準に適合しなくなったとき】 (条例第5条) (施行規程第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (施行規程第6条(4)ウ)</li> <li>・道路掘削許可、道路使用許可を受けずに排水設備工事を施行したとき。</li> <li>・施工上の安全管理を怠り、当該工事に従事する従業員に危害を与えたとき。</li> <li>・施工上の安全管理を怠り、第三者に危害を与え、又は被害を与えたとき。</li> <li>・研修・講習会の出席等の指示に従わないとき。</li> <li>・文書注意、文書警告に従わないとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定停止6月以下</li> <li>指定停止3月以下</li> <li>指定停止6月以下</li> <li>指定停止1月以下</li> <li>指定停止3月以下</li> </ul>	<p>様々なケースがあり得るが、違法違反の程度によって、注意・指導後、文書警告又は指定停止を決定する。</p> <p>再犯の場合や悪質と判断できるときは失格要件に該当するとみなし、指定を取消す。</p>
事業の運営基準違反 【指定工事店の責務及び遵守事項】 (条例第4条) (施行規程第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由がなく排水設備工事の申し込みを拒んだとき。 (施行規程第12条第2項(1))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定停止6月以下</li> </ul>	<p>当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。</p> <p>この指導に従わない場合は、指定を停止する。</p>

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
事業の運営基準 違反 【指定工事店の責務及び遵守事項】 (条例第4条) (施行規程第12条)	・不適正な工費で施工したとき。また、工事契約に際し工事金額、工事期限等を明示しなかったとき。 (施行規程第12条第2項(2))	指定停止6月以下	当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。
	・工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。 (施行規則第12条第2項(3))	指定停止6月以下	この指導に従わない場合は、指定を停止する。
	・自己の名義をもって、他人に排水設備工事をさせたとき。 (施行規程第12条第2項(4))	指定停止6月以下	
	・管理者の確認を受けないで、排水設備の新設等の工事を施行したとき。 (施行規程第12条第2項(5)) (施行規程第4条)	指定取消し又は指定停止6月以下	「始末書」、「経過書」及び「改善書」を提出するよう注意・指導し、改善後、違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	・排水設備工事ごとに責任技術者を指名しなかったとき。 (施行規程第12条第2項(6))	指定停止1月以下	工事申込みの際の設計書に責任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
事業の運営基準 違反 【指定工事店の責務及び遵守事項】 (条例第4条) (施行規程第12条)	・排水設備工事の検査の結果、改修が必要な場合に管理者の指定する期間内に改修しなかったとき。 (施行規則第12条第2項(7))	指定停止6月以下	当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。
	・管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 (施行規程第12条第1項)	指定停止6月以下	この指導に従わない場合は、指定を停止する。
	・下水道法、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、富山市下水道条例その他の法令で定める基準に適合しない排水設備を設置したとき。 (施行規程第12条第1項)	指定停止6月以下	
	・下水管及び排水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 (施行規程第12条第1項)	指定停止3月以下	適正な機械器具を備え付け使用するように注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
届出義務違反 【事業の変更等の届出義務違反】 (条例第5条) (施行規程第14条)	・休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 (施行規程第14条第1項)	指定取消し	「廃止届」、「休止届」、「再開届」を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取消す。

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
<p>届出義務違反 【事業の変更等の届出義務違反】 (条例第5条) (施行規程第14条)</p>	<p>・営業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 (施行規程第14条第2項(1)(2))</p>	<p>指定取消し</p>	<p>「変更届」を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取消す。</p>
<p>責任技術者届出義務違反 【責任技術者の届出義務違反】 (条例第5条) (施行規程第14条)</p>	<p>・責任技術者の異動の届出をしないとき。 (施行規程第14条第2項(3))</p>	<p>指定取消し</p>	<p>「変更届」を速やかに提出するよう指導する。(文書で期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>
	<p>・責任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。 (施行規程第14条第2項(3))</p>	<p>指定停止3月以下</p>	<p>兼任を解くように指導し、「変更届」を提出するよう注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>
<p>工事施行に関する義務違反 【工事検査】 (条例第6条)</p>	<p>・排水設備工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。</p>	<p>指定停止6月以下</p>	<p>「完了届」を速やかに提出するよう注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。</p>

違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
工事施行に関する義務違反 【責任技術者の立会い応諾義務違反】 (条例第6条) (施行規程第18条)	・排水設備の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく責任技術者を検査に立ち合わせないとき。 (施行規程第18条第2項)	指定停止3月以下	当該業者から事情を聴取して注意・指導し、改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を停止する。
工事施行に関する義務違反 【報告等の応諾義務違反】 (条例第4条)	・排水設備工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	
工事施行に関する義務違反 【下水道施設への機能障害】 (条例第3条)	・施行した排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定停止6月以下	下水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示する。改善後違反行為の程度によって文書警告又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
不正申請 【不正の手段により指定を受けた場合】 (条例第5条) (施行規程第6条)	・不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	事実が判明したら、速やかに取消しを行う。
その他の違反	・指定工事店としてふさわしくない行為があった場合。 ・本表以外の下水道法・政令・条例・規程違反があった場合。	指定取消し又は指定停止1年以下で管理者が定める	違反の内容により、取消し若しくは指定の停止とすかは管理者が定め、委員会にて決定する。



違反項目	違反内容	処分内容	指導方法等
複数項目に関する 義務違反 【複数の違反項目に 該当する場合】	・本表の違反項目において、2以上の違反行為があった場合。	指定取消し又は指定停止1年以下	違反の程度により、取消し若しくは指定の停止とするかは委員会にて決定する。 悪質、重大な事案と判断できる場合は、指定を取消す。